

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断等の結果により、木造住宅の耐震改修等工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建て住宅、長屋、併用住宅及び共同住宅をいう。
- (2) 木造住宅 木造軸組工法による住宅（枠組壁工法、丸太組構法その他建築基準法に基づき国土交通大臣の特別な認定を得た工法による住宅を除く。）をいう。
- (3) 耐震診断 次のいずれかに掲げる工法を適用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
 - ア 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める工法
 - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項第1号の表第8号の項に定める国土交通大臣の認定を受けた工法
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法
 - エ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法
 - オ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法
- (4) 耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会（以下「講習会」という。）を修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (5) 上部構造評点等 「一般診断法」又は「精密診断法」による上部構造評点をいう。
- (6) 除却工事 次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 耐震診断の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として、耐震診断を実施した木造住宅を除却する工事
 - イ 耐震診断調査票（住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知別添に示す旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票をいう。以下同じ。）に基づく調査の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として、当該調査を実施した木造住宅を除却する工事
- (7) 建替工事 除却工事（前号アに該当するものに限る。）を行った敷地において除却した建築物と同一の用途に供するものを建築する工事をいう。
- (8) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。
- (9) 耐震改修等工事 耐震改修工事、建替工事及び除却工事をいう。
- (10) 登録設計者 耐震改修工事の設計者及び監理者であって、講習会を修了し滋賀県木造住宅耐震改

修工事事業者登録名簿に登録された者をいう。

- (11) 登録施工者 耐震改修工事又は除却工事の施工者であって、講習会を修了し滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録された者が所属する事業所をいう。
- (12) 割増工事等 耐震改修等工事と併せて実施する場合に補助金を割増する工事又は事業であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 県産材利用耐震改修工事（県産材利用耐震改修モデル事業に基づく耐震改修工事を行う工事をいう。以下同じ。）
 - イ 主要道路沿い耐震改修等工事（緊急輸送道路等（滋賀県地域防災計画及び本市の地域防災計画に定める緊急輸送道路並びに本市の耐震改修促進計画に定める避難路（同計画に定めるゆい道路（輸送移動道路）をいう。）をいう。以下同じ。）沿いに建築された木造住宅であって、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に1.5メートルを加えた値を超える場合における耐震改修等工事をいう。以下同じ。）
 - ウ 高齢者世帯耐震改修等工事（65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する木造住宅の耐震改修工事又は建替工事をいう。以下同じ。）
 - エ 子育て世帯耐震改修等工事（中学生までの子を含む世帯が居住する木造住宅の耐震改修工事又は建替工事をいう。以下同じ。）
 - オ バリアフリー改修工事（耐震改修工事に併せて、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等を行う工事をいう。以下同じ。）
 - カ 内覧会開催事業（耐震改修工事を行う木造住宅（居住者が住宅に居住しながら工事を施工するものを除く。）において、工事中及び工事後に一般又は事業者向けの内覧会を開催する事業をいう。以下同じ。）
- (13) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

（補助対象建築物等）

第3条 この要綱による大津市木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅とする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。

- (1) 大津市内に存する木造住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工し、及び完成していること。
- (3) 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。
- (4) 階数が2階以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以下であること。
- (5) 次のいずれかに該当する木造住宅であること。
 - ア 耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満とされた木造住宅であって、耐震改修工事により上部構造評点等が0.7以上に引き上げられるもの（精密診断法（時刻歴応答計算に限る。）により算出された木造住宅に係る上部構造評点等の計算結果について、別に市長が定める耐震判定機関からその結果が適正であることを証する書面の交付を受けたものに限る。）又は建替若しくは除却されるもの
 - イ 耐震診断調査票に基づく調査において、倒壊の危険性があると判断された木造住宅であって、除却されるもの

2 補助対象建築物の除却工事の施工者にあつては登録施工者とし、耐震改修工事の設計者及び施工者にあつてはそれぞれ登録設計者及び登録施工者としなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者であつて、補助対象建築物の耐震改修等工事を行うものであること。
- (2) 過去に補助金の交付を受けていない者であること。
- (3) 市税を完納している者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、当該定める経費の額(他の制度による補助を受けている場合にあつては、当該補助の対象となる経費を控除した後の額)が500,000円を超えるものに限る。

- (1) 耐震改修工事 補助対象建築物の上部構造評点等を0.7以上に引き上げるため並びに地盤及び基礎の安全性を向上させるために必要と認められる耐震改修工事及び割増工事等に要する経費
- (2) 建替工事 耐震改修工事に要する経費又は除却工事に要する経費のいずれか低いもの及び割増工事等に要する経費
- (3) 除却工事 補助対象建築物の除却工事に要する経費(補助事業を行う木造住宅の延床面積(平方メートル)に39,900円を乗じた額を限度とする。)及び割増工事等に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第1号により算出した額に、第2号から第7号までにより算出した額を加えた額(その補助金の額が補助対象経費の額を超える場合は、当該補助対象経費の額)とする。

(1) 次のア又はイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 耐震改修工事及び建替工事 利子補給制度を利用しない場合にあつては補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とし、1,150,000円を上限とする。)とし、利子補給制度を利用する場合にあつては補助対象経費の額に5分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とし、575,000円を上限とする。)

イ 除却工事 利子補給制度を利用しない場合にあつては補助対象経費の額に5分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とし、400,000円を上限とする。)とし、利子補給制度を利用する場合にあつては補助対象経費の額に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とし、200,000円を上限とする。)

(2) 県産材利用耐震改修工事加算額 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、次表に定める額を加算する。

県産材利 用数量	0.25 m ³ を超え0.45 m ³ 以下の場合	0.45 m ³ を超え0.70 m ³ 以下の場合	0.70 m ³ を超える場 合
-------------	---	---	--------------------------------

補助金額	50,000円以内	100,000円以内	200,000円以内
------	-----------	------------	------------

備考 県産材利用数量は、滋賀県びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日施行）に基づき証明された数量の合計とする。

- (3) 主要道路沿い耐震改修等工事加算額 主要道路沿い耐震改修等工事に該当する場合（補助対象経費が1,000,000円以下の場合を除く。）は、1戸当たり50,000円以内の額を加算する。
- (4) 高齢者世帯耐震改修等工事加算額 高齢者世帯耐震改修等工事に該当する場合（補助対象経費が1,000,000円以下の場合を除く。）は、1戸当たり50,000円以内の額を加算する。
- (5) 子育て世帯耐震改修等工事加算額 子育て世帯耐震改修等工事に該当する場合（補助対象経費が1,000,000円以下の場合を除く。）は、1戸当たり50,000円以内の額を加算する。
- (6) バリアフリー改修工事加算額 バリアフリー改修工事に該当する場合（補助対象経費が1,000,000円以下の場合及びバリアフリー改修工事に要する経費が500,000円以下の場合を除く。）は、1戸当たり100,000円以内の額を加算する。
- (7) 内覧会開催事業加算額 内覧会開催に該当する場合（補助対象経費が1,000,000円以下の場合を除く。）は、1戸当たり100,000円以内の額を加算する。

（交付申請書等）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳記載事項証明書、建築確認通知書又は登記済証のいずれかの写し
- (2) 耐震改修工事又は建替工事の場合にあつては、木造耐震診断報告書の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 位置図
- (5) 現況図
- (6) 耐震改修工事又は建替工事の場合にあつては、耐震改修工事实施後の上部構造評価点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）
- (7) 耐震改修工事の場合にあつては、設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者の記名のあるものに限る。）及び耐震改修工事費の見積額が確認できるもの（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）
- (8) 建替工事の場合にあつては、耐震改修工事を行うこととした場合の設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類、耐震改修工事を行うこととした場合の見積額及び除却工事費の見積額が確認できるもの（いずれも登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）及び建替計画図
- (9) 除却工事の場合にあつては、木造住宅耐震診断報告書又は耐震診断調査票の写し、現況の全景写真及び除却工事費の見積額が確認できるもの（登録施工者の記名のあるものに限る。）
- (10) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合にあつては、県産材の利用箇所及び利用数量が確認できる書類
- (11) 高齢者世帯耐震改修等工事又は子育て世帯耐震改修等工事に該当する場合にあつては、世帯全員の住民票記載事項証明書
- (12) バリアフリー改修工事に該当する場合にあつては、バリアフリー改修工事費見積書（バリアフリー

改修工事費の見積額が確認できるものであって、登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの)

(13) 利子補給制度を利用する場合にあっては、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書(様式第1号の2)

(14) その他市長が必要と認める書類

2 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。この場合において、市長は当該補助金の交付を受けようとする者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

3 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(工事の着手)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知書を受け取った日以降速やかに耐震改修工事に着手するものとし、着手したときは、直ちに大津市木造住宅耐震改修等工事着手届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)又は大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書(様式第7号)又は大津市木造住宅耐震改修等事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)とする。

2 前項の承認申請書(様式第7号に限る。)には、第7条第1項第5号から第14号までに掲げる書類(変更事項に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認決定通知書(様式第9号)又は大津市木造住宅耐震改修等事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市木造住宅耐震改修等事業実績報告書(様式第11号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登録施工者との間で締結した契約書等の写し
- (2) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (3) 工事写真(工事の施工内容が確認できるもの)
- (4) 設計委託及び監理委託契約書の写し(契約を締結した場合に限る。)
- (5) 設計委託費及び監理委託費に係る領収書の写し(契約を締結した場合に限る。)
- (6) 耐震改修工事又は建替工事の場合にあっては、工事の完了が確認できる平面図等
- (7) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、滋賀県のびわ湖材産地証明制度に基づくびわ湖材証

明書の写し及びびわ湖材を利用したことが確認できる書類

- 3 前項の実績報告書の提出は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の公布の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書(様式第13号)とする。

- 2 前項の交付請求書は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により行うものとする。

(返還の通知)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金返還通知書(様式第15号)により行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、国の防災・安全交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

(宛先)

大津市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金の交付を受けたいので、大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。なお、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱に定める補助対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、大津市が住民基本台帳、外国人登録原票又は建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

補助年度	年度		
住宅の所在地	(地名地番)		
	(住居表示)		
補助事業の経費所要額	円		
交付申請金額	円		
住宅の種類	一戸建ての住宅・() 併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建築年次	年 月	上部構造評点	
住宅の階数		延べ床面積	m ²
住宅以外の部分の面積	m ²		
住宅の所有者			
居住者承諾 (賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数 () 承諾 (有 ・ 無)		
工事の着手予定年月日及び完了予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類	(1) 固定資産課税台帳記載事項証明書、建築確認通知書又は登記済証のいずれかの写し (2) 耐震改修工事又は建替工事の場合にあつては、木造耐震診断報告書の写し (3) 市税の完納証明書 (4) 位置図 (5) 現況図 (6) 耐震改修工事又は建替工事の場合にあつては、耐震改修工事实施後の上部構造評価点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。） (7) 耐震改修工事の場合にあつては、設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者の記名のあるものに限る。）及び耐震改		

	<p>修工事費の見積額が確認できるもの（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）</p> <p>(8) 建替工事の場合にあっては、耐震改修工事を行うこととした場合の設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類、耐震改修工事を行うこととした場合の見積額及び除却工事費の見積額が確認できるもの（いずれも登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）及び建替計画図</p> <p>(9) 除却工事の場合にあっては、木造住宅耐震診断報告書又は耐震診断調査票の写し、現況の全景写真及び除却工事費の見積額が確認できるもの（登録施工者の記名のあるものに限る。）</p> <p>(10) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合にあっては、県産材の利用箇所及び利用数量が確認できる書類</p> <p>(11) 高齢者世帯耐震改修等工事又は子育て世帯耐震改修等工事に該当する場合にあっては、世帯全員の住民票記載事項証明書</p> <p>(12) バリアフリー改修工事に該当する場合にあっては、バリアフリー改修工事費見積書（バリアフリー改修工事費の見積額が確認できるものであって、登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）</p> <p>(13) 利子補給制度を利用する場合にあっては、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第1号の2）</p> <p>(14) その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

(注) 不要な箇所は、二重線で抹消すること。

年 月 日

(宛先)

大津市長

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するため、「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 (【リ・バース60】のお申込人) ※【リ・バース60】のお申込人が2人の場合は、いずれかの方がご記入ください。	氏名 フリガナ	押印 不要
	住所	〒()	
	TEL	() - () - ()	
	補助申請者氏名	(【リ・バース60】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載)	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
補助事業等名			

※内容を確認の上、該当箇所をチェックをご記入ください。

誓約事項	
<input type="checkbox"/>	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類(いずれかにチェック)	
<input type="checkbox"/>	本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。
<input type="checkbox"/>	本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料(補助申請書類)を提出します。ただし、現時点では提出(取得)できない書類については、補助申請時に提出します。
承諾事項	
<input type="checkbox"/>	次の①から③までの全ての事項について承諾します。
①	補助事業等の対象とならない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。
②	【リ・バース60】の要件に合致しない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。 【リ・バース60】取扱金融機関の審査の結果、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。
③	本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

(地方公共団体使用欄)

受付欄	

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付で交付申請のあった大津市木造住宅耐震改修等事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補助事業の目的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 大津市補助金等交付規則、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱及び関係法令を遵守すること。 2 補助事業の内容や補助対象経費の額等の変更がある場合は、大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書を提出し、承認を受けること。 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、大津市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書を提出し、承認を受けること。 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。 5 補助事業の実施に係る契約は、申請者の名義で行うこと。 6 当該補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の交付の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに大津市木造住宅耐震改修等事業実績報告書を提出すること。 7 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	
交付しないことと 決定した理由	

大津市木造住宅耐震改修等工事着手届

(宛先)

大津市長

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった下記建築物の木造住宅耐震改修等工事を 年 月 日に着手しましたので、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
登 録 施 工 者	会 社 名
	住 所
	登 録 者 (登録番号)
	電 話 番 号

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
住 宅 の 所 在 地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
住 宅 の 所 在 地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書

(宛先)

大津市長

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業の変更承認について大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
住宅の所在地	(地名地番)
	(住居表示)
変更の内容	
変更する理由	
添付書類	<p>(1) 現況図</p> <p>(2) 耐震改修工事又は建替工事の場合にあつては、耐震改修工事实施後の上部構造評価点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）</p> <p>(3) 耐震改修工事の場合にあつては、設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者の記名のあるものに限る。）及び耐震改修工事費の見積額が確認できるもの（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）</p> <p>(4) 建替工事の場合にあつては、耐震改修工事を行うこととした場合の設計図、補強計画図その他補助対象建築物を記した書類、耐震改修工事を行うこととした場合の見積額及び除却工事費の見積額が確認できるもの（いずれも登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。）及び建替計画図</p> <p>(5) 除却工事の場合にあつては、木造住宅耐震診断報告書又は耐震診断調査票の写し、現況の全景写真及び除却工事費の見積額が確認できるもの（登録施工者の記名のあるものに限る。）</p> <p>(6) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合にあつては、県産材の利用箇所及び利用数量が確認できる書類</p> <p>(7) 高齢者世帯耐震改修等工事又は子育て世帯耐震改修等工事に該当する場合にあつては、世帯全員の住民票記載事項証明書</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(8) バリアフリー改修工事に該当する場合にあつては、バリアフリー改修工事費見積書（バリアフリー改修工事費の見積額が確認できるものであつて、登録設計者又は登録施工者の記名のあるもの）</p> <p>(9) 利子補給制度を利用する場合にあつては、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第1号の2）</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p> |
|--|--|

大津市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書

（宛先）

大津市長

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
住宅の所在地	(地名地番)
	(住居表示)
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業実績報告書

(宛先)

大津市長

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
工 事 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 登録施工者との間で締結した契約書等の写し (2) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し (3) 工事写真(工事の施工内容が確認できるもの) (4) 設計委託及び監理委託契約書の写し(契約を締結した場合に限る。) (5) 設計委託費及び監理委託費に係る領収書の写し(契約を締結した場合に限る。) (6) 耐震改修工事又は建替工事の場合にあっては、工事の完了が確認できる平面図等 (7) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、滋賀県のびわ湖材産地証明制度に基づくびわ湖材証明書の写し及びびわ湖材を利用したことが確認できる書類

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費の精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 額	円

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書

(宛先)

大津市長

補助事業者 住 所
氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付の確定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
交 付 決 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通・当座・貯蓄
	ふりがな
	口 座 名 義
添 付 書 類	

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 (確 定) 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金返還通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補助金の既交付額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 額	

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。